

転入された方へ

介護保険課認定係

介護保険の要支援・要介護認定の手続きについて(ご案内)

お引越し前の自治体で介護保険の要支援、要介護認定を受けられていた方は、

転入日(新住所地に住み始めた日)から14日以内

に下記の窓口で介護保険の認定手続きをしてください。前自治体で認定された介護度が継続されます。

※認定手続きが上記転入日から14日を過ぎると、

新たに介護認定の申請が必要となります。

○お手続きはご本人様のほか、ご家族または成年後見人の方が行うことができます。

(問合せ先)

江東区役所介護保険課認定係 (窓口 3階6番)

電話 03-3647-9496